



要約

2011年インド予算案

ASA & Associates

chartered accountants (*Murali Associates merged with ASA*)

A member firm of NIS Global

www.asa.in

目次

- ▶ オピニオン 2
- ▶ 概要 4
- ▶ 要点 6
- ▶ 提案内容
 - 直接税 9
 - 間接税 13
 - 商業・貿易 21
- ▶ インパクト 24
- ▶ 最近の改正事項 26
- ▶ 経済資料 32

予算の小さな一歩

アショク・デサイ氏による寄稿 (経済評論家)

今回の予算は分岐点になると思われる。

1995年より会議派は選挙で勝利を収めることが難しく、これが慢性的な不安定をもたらした。2009年の総選挙では決定的な勝利であった。これには政治的不安定を脱ぎ捨てる為、ある程度の時を経る必要があった。権力掌握に時間を費やす中、大衆迎合や社会主義的な傾向にもなり、それが社会プログラム、とりわけ、助成金や雇用機会プログラムなどの多額の支出をもたらした。この資金を用意すべく、財政赤字が増加した。インフレも引き起こした。2005年から2010年のユニオン予算はこうした脅迫感の写しだったといえる。

現在かれらはそのようなものは弱まっている。

総選挙は3年前のことであり、社会的サービスプログラムは完全に資金のめどがついている。政治家や州政府からの資金のめどはついているものの、配分された予算を消化するのが難しいようだ。野党はぱっとしないので、会議はあまり選挙に対して神経質ではなく、財務大臣も選挙民をあまり意識しないで済んだ。財政支出要求は強いが、彼らは3G周波数域で得をしたので、それほど難しくもないだろう。

経済は悩みの種だが、順調に行っている。

人々は成長路線には満足している。インフレは問題だ。マクロ的には財政赤字削減が要求される。しかし経済調査が彼らの考えを導くのなら、政治家は地域で独占を生んだことによる価格上昇や輸入による物価上昇などを引き起こすインフレに帰結することを理解しなければならない。

インドはインフレに直面している。豊かになればなるほど、物価は国外水準に近づくためだ。従って政府内のコンセンサスはあまり刺激効果が強くても、

弱くても望ましくないが、広く税収をあつめられるものである。
たとえ次年度も財政赤字が変わらなかったとしても、
対GDP比率では6.4%から5.1%へと下がり、
翌年度には4.6%になる見通しである。
向こう3年間で2%まで下がる見通しであり、
更なる国債を発行しない範囲での達成である。
従って財務大臣も経済についてはあまり心配していない。

このような安心感があるためか、各大臣にも耳を貸し、
実業家とも直接話し合いを行っている。
今年は食料インフレが厳しかったが、とりわけ穀物の上昇が目立った。
結果、財務大臣は雑穀、資料、輸送、倉庫などにも予算を分配している。
また多くの物品で基本関税を下げたが、小さな変化である。

主要ポイント

直接税

- 内国法人の加算税が5%へ、外国法人の加算税が2%へそれぞれ減税
- MAT（最低代替税）が18.5%へ増加
- 海外の子会社からの受取配当が15%の特別税率へ

間接税

- 間接税全般（関税、物品税、サービス税）レートに変更がなかった
- 既存のある基本関税レートが2.5%へ統一
- CENVAT クレジット（仕入税額控除）ルールが変更
- サービス税の課税時点が2011年4月1日より変更

商業・貿易

- インフラと農業分野へ特に集中配分
- 相互ファンドが外国投資の受け皿として承認される
- 金融部門の制度改革委員会が創設される

社会分野

- サルバシクシャアビヤンへの配分を増加
- 農村住宅ファンドへの配分を₹3千万増加
- バラットニルマンのもと、農村インフラへ配分増加
- 未整備分野へラシュトリヤスワティヤビマヨジャナよりカバー

経済指標

- GDP 9%が予想される
- 食料インフレが13.6%に到達
- 外貨準備高がUSD 2973億
- 民間航空部門と通信分野で大きな伸び率

予算案

直接税

間接税

商業・貿易

当セクションは直接税と間接税の2011年2月28日に財務大臣によってアナウンスされた重要な予算案を要約しています。今回の税制の予算案は通常2011年4月1日より開始となりますが（評価年度は2012年-2013年度）、間接税は特段の定めがない限り、すぐに有効となります。財務大臣の修正案を別途の草案を通じて提案できます。この予算案の実行には議会での追認が必要となります。

直接税

所得税

- 個人所得税のレートは以下の通り

FROM		TO	
Income Range (₹)	Rate (%)	Income Range (₹)	Rate (%)
Upto 160,000	Nil	Upto 180,000 ¹	Nil
160,001 – 500,000	10	180,001 – 500,000	10
500,001 – 800,000	20	500,001 – 800,000	20
800,001 and above	30	800,001 and above	30

¹ 女性の優遇非課税額は₹190,000のまま、高齢者の非課税額が₹ 240,000 から₹ 250,000へと増加。

- 高齢者の適格年齢が65歳から 60歳へ引き下げられる。 80歳以上の場合₹ 240,000 から₹ 500,000へと大きく引き上げられた。
- 加算税は個人、HUF、パートナーシップには適用無し
- パートナーシップやコーポレーティブソサイエティの税率は変わらず
- 法人所得税の税率に変更なし

COMPANY	RATE (%)
Domestic	30
Foreign	40

加算税は₹ 1000 万以上の課税所得の場合に適用され、外国法人では2.5%から2%へ、内国法人では7.5%から5%へ引き下げられる。配当分配税、及び最低代替税は適用される。

- ▶ 教育税2%及び高等教育税1%は変更なし

給与

- ▶ 大きな変更はなし

事業所得税

- ▶ MATのレートが18%から18.5%の帳簿上利益へと引き上げられ、SEZ内事業者及びSEZ開発事業者も適用対象となる。MATのルール自体に変更はなし。
- ▶ SEZ開発事業者も配当分配税の適用対象となる。
- ▶ (LLPs)は帳簿上の利益ではなく、調整後の課税所得に従ってMATの計算を行う。
- ▶ 新しい年金制度(NPS)では会社側が給与の10%の払い込みを行い控除が認められる。

キャピタルゲイン税

- ▶ 大きな変更はなし

住居からの収入

- ▶ 大きな変更はなし

その他の所得

- ▶ 海外子会社からの受取配当金の適用レートが30%から15%へ。

免除

- ▶ 大きな変更はなし

リベートと控除

引き上げ

- 科学分野の承認を得た研究開発に付き1.75倍から2倍の控除が認められる。

延期

- セクション35ADでは政府承認の住宅関連プロジェクト及び肥料生産関連で2011年4月1日に事業を開始している場合、資本的支出の控除が認められる。
- セクション 80CCF では ₹ 20,000の控除が1年延長となる
- 電力発電と配電会社の事業所得との控除が1年延長となる。

制限

- セクション 80IB2011年3月31日後の鉱物油に関する契約の控除が認められない。

源泉徴収税

- 承認された非居住者のインフラ債ファンドからの収入に対し5%の源泉税がかかる。

申告

- 駐在員事務所は会計年度末60日以内に活動内容報告書を課税当局に報告
- 少額納税者で源泉徴収を行っている場合、申告義務を免除。

税額評価と上訴

- 調停委員会は明らかな誤りをその命令後6か月以内に修正できる。
- 租税条約締結国とのクロスボーダー取引査定時に、上級担当官には他の取引についても質問、強制出席、記録の提出、書類の没収など実地調査を行うことが可能。

移転価格

- 第三者価格の許容範囲としての5%レンジのルールが新たな定義に後日置き換えられる。
- 移転価格担当官 (TPO)が調査過程で気づいた国際取引につき実地調査が可能。
- 移転価格担当官TPOは強制捜査が可能
- 申告期限が11月30日へ延長される

その他

- 政府は税制が不透明な地域への課税を強化し、下記が適用となる
 - 移転価格に関する規定の適用
 - 重要情報開示義務を上記取引関係者へ課す

- 全ての費用に30%の源泉税を課す
- 書類識別番号制度導入は遡及的に取り下げられる。

富裕税

- 特に大きな変更はなし

間接税

関税

関税率は10%及び教育税3%はそのまま。

既存の2%、2.5%、3%は2.5%へ統一される。

ハイライト

免税

GOODS	EXEMPTIONS		
	BCD	CVD	SAD
Hybrid vehicle parts	✓		✓
SEZ to DTA clearances (provided no exemption from VAT/Sales Tax)			✓
SEZ to DTA clearances of plastic materials reprocessed out of scrap		✓	
Cotton Waste	✓		
Tunnel boring machines for highway development projects	✓	✓	
Cash dispensers and their parts	✓		
Specified high voltage transmission equipment			✓
LEDs for manufacture of LED lights and fixtures			✓
Toughened glass and silver paste for solar cells/modules	✓		
Endovascular Stents	✓		
P&P Medicines for retail			✓
Parts of inkjet and laser-jet printers			✓
Parts, components and accessories for mobile handsets and cellular phones			✓
Specified additional capital goods and raw material for manufacture of electronic hardware	✓		
Specified tools for handicrafts sector	✓		
Stainless steel scrap	✓		

Value of gold and silver contained in copper concentrate	✓		
Gold bars for processing serially numbered gold bars (per 10 grams)	✓		✓

* BCD – 基本関税; CVD – 相殺関税; SAD – 特別追加関税

➤ 修正

- 自己税額査定システムの導入.
- 還付申請期間が6か月から1年に延長
- 電子申告ができない場合には、紙ベースのエントリービル、 SHIPPING ビルでも可能となる
- 輸出手続きが所定の期限内で未受領でも輸入時の戻し税が認められる
- 未払い関税に対してはその支払いのために不動産へ課税する
- 所有者が6か月以内に支払わない場合、未請求の貨物に対してオークションにかけられる

➤ 特定産業の基本関税率に変更あり

INDUSTRY	RATE (%)		
	From	↑↓	To
HEALTH CARE			
➤ Lactose used for manufacture of homeopathic medicines	25	↓	10
➤ Specified life saving drugs and their bulk drugs	10	↓	5
METALS			
➤ Ferro Nickel	5	↓	2.5
➤ Export Duty on Iron Ore	20	↑	30
➤ Vanadium Pentoxide and Vanadium Sludge	7.5	↓	2.5
FOOD, AGRO PROCESSING & AGRICULTURE			
➤ Specified Agro Machinery	5	↓	2.5
➤ Components for specified Agro Machinery	7.5	↓	2.5
➤ Micro Irrigation Equipment	7.5	↓	5
➤ Raw Pistachios	30	↓	10
➤ Sun-dried dark seedless raisins	100	↓	30
➤ Cranberry Products	30	↓	10
TEXTILES			
➤ Raw Silk	30	↓	5
➤ Poly Tetra Methylene Ether Glycol ('PTMEG')	7.5	↓	5
➤ Acrylonitrile	5	↓	2.5
➤ Sodium Polyacrylate	7.5	↓	5

➤ Caprolactum	10	↓	7.5
➤ Nylon chips, Fibre & Yarn	10	↓	7.5
➤ Rayon grade wood pulp	5	↓	2.5
MISCELLANEOUS			
➤ Solar lantern and lamps	10	↓	5
➤ Waste Paper	5	↓	2.5
➤ Carbon black feed stock	5	↓	2.5
➤ Petroleum Coke	5	↓	2.5
➤ Mineral Gypsum	5	↓	2.5
➤ Specified gems and jewellery machinery	7.5	↓	5
➤ Import of aircrafts for non scheduled operations	0	↑	2.5

物品税

CENVATレートと教育税は3%及び10%のまま維持

➤ 免税

- エアコン設備、冷蔵パネルなど冷蔵、貯蔵、保存用のコールドチェーンインフラの設置
- 冷蔵、貯蔵、食料保存用のコンベヤーベルト
- 巨大電力プロジェクト拡大のための製品
- 燃料電池ベースの水素関連自動車が物品税10%に据え置き
- ジョイント、エルボー、カップリングなど水輸送のパイプ関連製品
- カラー、未露光シネマ用フィルムで400-1000フィート

➤ 修正

- 物品税の特別レートが4%から5%へ引き上げられる。
- 現在0%である130の品目に対して物品税1%が課税される (CENVAT クレジット除く)
- 工場内救急車に対しては還付ベースに関係なく特別物品税10%が適用される
- タクシーとして登録した車両は20%の還付
- 表面が二重シートかにかかわらず波形シートへの特別レートが適用
- ブランド衣類や繊維類には10%の物品税が課せられる
- 自動車の完全なロックダウン方式の定義が組み立て前のエンジン、ギアボックス、トランスミッション、シャシーなど部品がインストールされている状態へと拡大される。

- CENVAT クレジット ルールの変更
 - 資本財、免税物品、購入サービスの定義
 - 購入サービスが払い戻された場合、クレジットも戻される。

➤ 物品税率の変更

INDUSTRY	RATE (%)		
	From	↑↓	To
AUTOMOTIVE			
➤ Hybrid kits for conversion of fossil vehicles to hybrid vehicles and their parts	10	↓	5
CEMENT			
➤ Mini Cement Plant – Packaged MRP ≤ ₹ 190 per 50 kg bag MRP ≤ ₹ 3,800 per tone	₹ 185 per tonne	↑↓	10% ad valorem
➤ Mini Cement Plant – Packaged MRP > ₹ 190 per 50 kg bag MRP > ₹ 3,800 per tonne	₹ 315 per tonne	↑↓	10% ad valorem + ₹ 30 per tonne
➤ Other than Mini Cement Plant – Packaged MRP ≤ ₹ 190 per 50 kg bag MRP ≤ ₹ 3,800 per tonne	₹ 290 per tonne	↑↓	10% ad valorem + ₹ 80 per tonne
➤ Other than Mini Cement Plant – Packaged MRP > ₹ 190 per 50 kg bag MRP > ₹ 3,800 per tonne	10% of retail sale price	↑↓	10% ad valorem + ₹ 160 per tonne
PRECIOUS METALS			
➤ Serially numbered gold bars (other than tola bars) made starting from ore/concentrate stage in same factory	₹ 280 per 10 grams	↓	₹ 200 per 10 grams
➤ Serially numbered gold bars other than tola bars manufactured during process of copper smelting	0	↑	₹ 300 per 10 grams
➤ Silver manufactured during gold refining starting from ore or concentrate stage or from gold ore bar or during coppers smelting process	0	↑	₹ 1,500 per Kg
➤ Branded jeweler and branded articles of precious metals	0	↑	1
➤ Silver powder, silver unwrought and semi manufactured silver	0	↑	10
HEALTH			
➤ Sanitary napkins, baby & clinical diapers (without CENVAT credit)	10	↓	1
MISCELLANEOUS			

➤ Automatic looms and projectile looms	0	↑	5
➤ Microprocessors (other than motherboards), floppy disc drives, hard disc drive, CD/DVD drives, etc.	0	↑	5
➤ Parts of specified textile machinery	10	↓	5

サービス税

- 税率、教育税率共に10%及び3%で現状維持
- サービス税の追加適用
 - ある一定期間に宿を提供するホテル、ゲストハウス、クラブなど
 - アルコール供給を行い、エアコン設備のあるレストラン
- 既存のサービスの範囲の拡大

SERVICE	EXTENDED TO...
Life insurance	Related services
Club or Association	Service to non-members
Authorized service station	<ul style="list-style-type: none"> ● Specified motor vehicles ● By any service provider
Business support	Operational or administrative assistance
Legal consultancy	Representational & Arbitrational services to business entity and all other services to individuals
Commercial training or Coaching service	All unrecognized courses
Health services	Any air conditioned clinical establishment with 25 or more beds, includes diagnostic services and services of visiting doctors

- 免税/特別レート
 - 海外で開催されたビジネスエキビジョン
 - 沿海地域から内陸部への輸送につき25%の減税
 - ‘Jawaharlal Nehru National Urban Renewal Mission’ と ‘Rajiv Awaas Yojana’スキームの下、新住宅団地の建設・管省に関するワークスコンタクト税
 - 輸送始点及び終点が共にインド国外の鉄道、道路、飛行機による製品の輸送
 - 関税の適用範囲である航空貨物

- 契約に基づく人員輸送
- SEZ内で完結するサービス.
- 修正
 - 2011年4月1日よりポイント課税ルールが適用され、代金受領に関係なく、サービス税はサービスの提供、請求書発行日、代金受領日のいずれか早い日にて課税
 - 投資に分類されない保険料
 - 6百万ルピーに満たない収入の個人には監査を実施しない
 - 購入サービスのクレジットでワークスコントラクト40%に制限されている場合
 - 換金サービスサービスの対価決定の方法
 - 通信当局により通信サービスで課税される価値は総収入となる
 - 課税及び免税サービスそれぞれ別々に財務データが管理されていない場合の税率が6%から5%となる。
- サービス税率の変更

NATURE OF SERVICES	RATE (%)		
	From	↑↓	To
LIFE INSURANCE			
➤ Tax on premium other than allocated for investment	1	↑	1.5
AIR TRAVEL			
➤ Domestic (economy class)	₹ 100	↑	₹ 150
➤ International (economy class)	₹ 500	↑	₹ 750
➤ Domestic (other than economy class)	0	↑	10
FOREIGN EXCHANGE MONEY CHANGER			
➤ Exchange of currency	0.25	↓	0.1
OTHERS			
➤ Monetary limit regarding self-adjustment of excess service tax	₹ 0.1 million	↑	₹ 0.2 million

商業・貿易

産業

- ▶ パブリックセクターからの撤退が4兆ルピーへ増加予定、2010-11年度に実現した2.21兆より増加予定
- ▶ インド準備銀行より新たな銀行ライセンスのガイドラインを2011年3月末に公表予定
- ▶ ₹10億をインド マイクロファイナンス エクイティ ファンドへ貧困層保護のため配分
- ▶ 株式市場委員会(SEBI)へ登録している相互ファンドが国外からの株式申し込みを許可される
- ▶ 海外機関投資家の5年社債の制限がUSD50億からUSD20億へ引き上げられる。

農業

- ▶ ラシュトリアクリシ ヴिकास ヨジヤナへの配分が₹675億から₹786億へ増加
- ▶ 短期収穫高金利補助が2%から3%へ引き上げられる
- ▶ 農業控除を満たすため、ナショナルバンクの資本が₹3000億強化された
- ▶ 15のメガ食料団地へ承認が認められた
- ▶ 国立園芸ミッションより24の冷蔵設備プロジェクトが承認された
- ▶ 国家食料確保草案が導入予定

インフラ

- ▶ インドの総インフラ支出予定額は₹2.5兆にのぼる
- ▶ インフラ関連は対前年比23.3増で₹214億増となる
- ▶ バラットニルマン（具体的にはプラダンマントリ グラム サダカヨジュナと地域電話機制作など₹4800億から₹5800億へ増加となる
- ▶ ₹3000億までの免税債が鉄道、港、住宅、高速道路向けで発行される
- ▶ 優先度の高い農村での住宅建設の支出が2百万から2.5百万へと増加となる。

地域振興

- ▶ 農村地域インフラ発展ファンド XVII corpusへの資本金が₹1600億から₹1800億へと増加される
- ▶ インド小規模産業銀行 (SIDBI)が零細、中小企業向けに₹500億のリファイナンスを割り当てる
- ▶ NABARD より手織りばたの織り手へ₹300億の財務支援を割り当てる

- ▶ 地域住宅ファンドへ ₹200億から ₹300億へ配分が増加される

教育

- ▶ サルバシクヤアビヤンへの配分が ₹1500億から ₹2100億へと増加される
- ▶ 国家技術革新諮問機関が提案され、技術革新を促進するべく工程表が用意される

ヘルスケア

- ▶ 健康分野への20%増の ₹2676億への配分増加を検討
- ▶ 貧困層への基本医療を提供するラシュトリヤスワステイヤビマヨジュナが範囲を有害な炭鉱労働者と関連する業界へ拡大する

その他

- ▶ “女性 SHG’s 発展ファンド”への資本金 ₹50億を配分
- ▶ 社会分野セクターへ17%増の ₹1兆6089億を準備
- ▶ 国防費 ₹1兆6440億へ増加、₹6920億の資本的支出を含む
- ▶ メガクラスタースキーム革製品発展のため7地域へ広げる
- ▶ 紀優分野の制度改革委員会が設置され、金融分野の法制度変更の概要を準備する
- ▶ 会社法草案が今議会で提出予定
- ▶ ₹20億がグリーンインディアミッションの森の再緑化保全へ配分

インパクト

マーケット
主要セクター

株式市場

ボンベイ株式市場 (“Sensex”) 0.74 %増の 17,832.12で終了, 対前日 131.21 ポイント増。
 (“Nifty”)では 0.58%増の 30.65高の 5,334.20で終了。

主要セクター

自動車

物品税が据え置かれたことで全体としての影響はポジティブ。基本完全の完全免税と電気自動車用バッテリー輸入品の4%の物品税の延長は代替市場へ好影響となる。ハイブリット車の国内生産のインセンティブとして物品税が5%へ据え置かれた。

インフラ

インフラ債の組成が国外からのインフラ分野への投資を促進する。インフラ開発支出が対前年23.3%の大幅増で₹2兆1400億まで引き上げられる。

ヘルスケア

民間病院への診察に対して個人の支払いでも、保険会社の支払いでも、25床以上でエアコン完備の病院の場合はサービス税が課税される。部分的な課税により、病院が課税するとなるとヘルスケアのコストへの影響がある。

セメント

農村地域へのインセンティブとしてインフラ関連へのプロジェクトの支出として増加している。またギブスなどの輸入関税が2.5%になり増分利益が期待できる。既存の物品税
既存の物品税との混合レートは従価税方式であり、特定の成分構成のものには一部ネガティブな影響もある。

最近の改正事項

法制度

外国直接投資

会社法

税制

その他

法制度

- ▶ 賃金労働者へは銀行経由か小切手を通じて支払いを行うことが明文化される。
(Minimum Wages Act)
- ▶ 州のサーマル電力計画では50%の電力が地元州へ配分される
- ▶ コットン輸出は2010年10月よりライセンス不要となる
- ▶ 中小企業向け財務データ開示義務が四半期から半期へと緩和される

外国直接投資 ('FDI')

- ▶ FDI ではたばこ、シガー、葉巻、シガリロの製造を禁止
- ▶ 荷物、小荷物、その他クーリエサービスでインド郵便局のサービス範囲に抵触しない範囲で100%の資本参加が可能
- ▶ ('ECB')規制の修正事項
 - インフラ金融会社はECBを資本金の50%まで承認ルートで取得可能
 - テークアウトファイナンススキームがインフラ分野でインドルピーへの再金融が導入される
 - サービス分野では100万米ドル超の場合、承認ルートでECB取得が可能。
外貨及びルピー建ての資本的支出で特別用途用だが土地取得では不可。
- ▶ ECBの年間規制が350億米ドルから400億ドルへ増加
- ▶ ノンバンキング会社は海外投資を実施する前に異議なし証明をRBIより取得する必要がある
- ▶ 価格算定ガイドラインが改定され、居住者から非居住者への株式移転の場合、DCF法による算定を行う
- ▶ 支店及び駐在員事務所は年間活動内容報告書を銀行へ9月30日ないしは会計期末日後6か月以内のいずれか遅い期日に提出

会社法

- 非上場でかつ公開会社であり、赤字もしくは少額利益の場合役員報酬の政府承認が免除となる
- 所定の条件下では、ホールディング会社は財務諸表のクロージングが免除

税制

- 電力供給と国際旅客サービスのサービス税を免除
- ハリヤナ州VATに5%の加算税
- 新直接税の修正ディスカッションが公表される
- E-ファイリング, 電子署名 (DSC) が企業向けで義務となる
- 南アジア地域協力連合とノルウェー間で二重課税防止協定が修正
- EU、米国、中国からの化学品におけるアンチダンピングに課税
- 日本、タイからのアセトンにおけるアンチダンピングに課税
- バミューダ、英国ヴァージン諸島、マン島との税情報の交換に合意
- 電力関連装置への輸入関税はなし
- 財務問題に関しシンガポールとモーリシャスにおける法人税対象企業の情報交換

その他

- オンタリオ及びフィンランドと鉱山及び道路分やでそれぞれ基本合意
- SEBI にてデリバティブに関するルールを緩和
- ノルウェーと社会保障協定に署名
- 双方向投資促進と保護につきスーダンと合意
- インド商工会とスリランカ商工会と貿易促進の基本合意に署名
- ゼロクーポンの非償還社債のディスカウント発行が認められる
- カナダと民生用核技術協力に署名
- EPAで日本、イスラエル、マレーシアと合意
- 製薬輸出でバーコード化が2011年7月より義務化
- IT企業向け労働ビザの規制が緩和

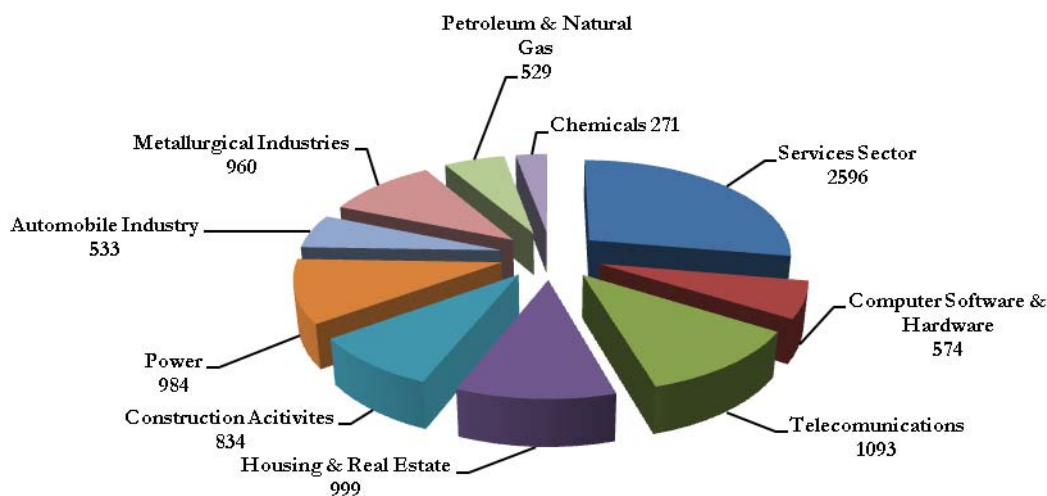
外国直接投資 ('FDI')

(USD million)

FDI INFLOWS (Top ten countries)					
Rank	Country	2009-2010	2010-11 (April '10 to November '10)	Cumulative Inflows (April '00 to November '10)	% age of total Inflows
1	Mauritius	10376	5158	52398	42
2	Singapore	2379	1367	11557	9
3	USA	1943	926	9204	7
4	UK	657	385	6269	5
5	Netherlands	899	802	5289	4
6	Japan	1183	917	4631	4
7	Cyprus	1627	598	4498	4
8	Germany	629	104	2903	2
9	France	303	340	1870	2
10	UAE	629	278	1828	1

SECTORAL COMPOSITION OF FDI (Apr – Nov 2010)

(USD million)



FOREIGN TRADE

(April - September '10)

MAIN TRADING PARTNERS FOR INDIA				
Rank	Main importers from India	share (%)*	Main exporters to India	share (%)*
1	UAE	13.6	China	11.9
2	USA	11.1	UAE	7.5
3	China	5.3	Saudi Arabia	6.1
4	Hong Kong	4.5	USA	5.3
5	Singapore	4.4	Switzerland	5.1
6	UK	3.1	Australia	3.5
7	Netherlands	3.1	Germany	3.3
8	Germany	2.6	Nigeria	3.1
9	Japan	2.4	Iran	2.9
10	Belgium	2.3	Korea	2.9

*Provisional

経済指標

GDP

インフレ

貿易

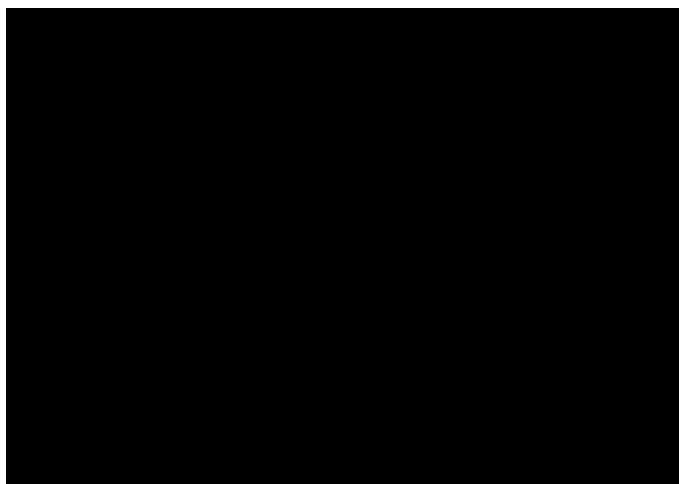
外貨準備

インフラ

概要

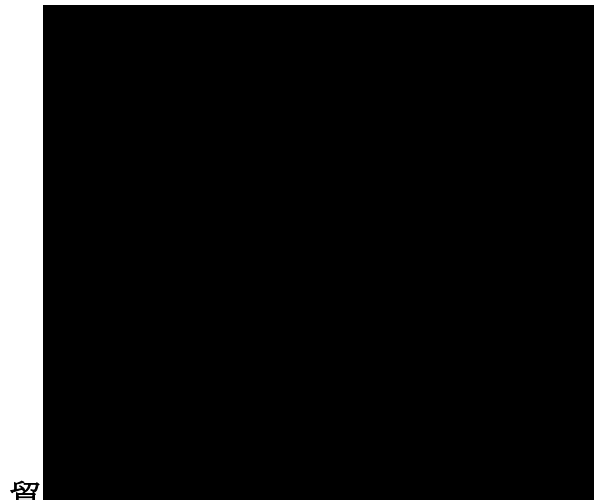
GDP

景気全体は回復基調で2010-2011年成長率は8.6 %、
2009-2010年は7.4%。産業分野の2010-2011年成長率は9.4%、
2009-2010年成長率は9.2%。
農業及び関連分野の大きな成長が期待され、
年成長率は5.7%の見通し。



インフレ

2010年12月の卸売物価指数は8.4%だが、
食料インフレは13.6%に昇る。

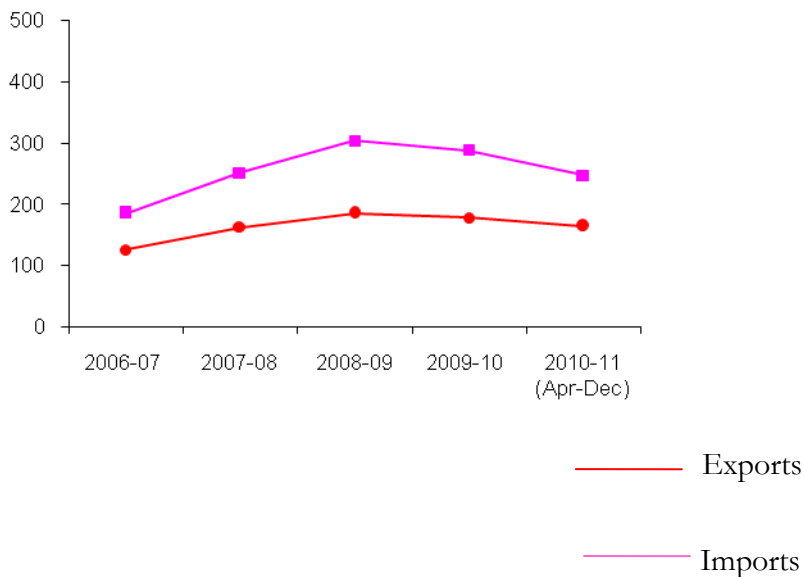


貿易

輸出入

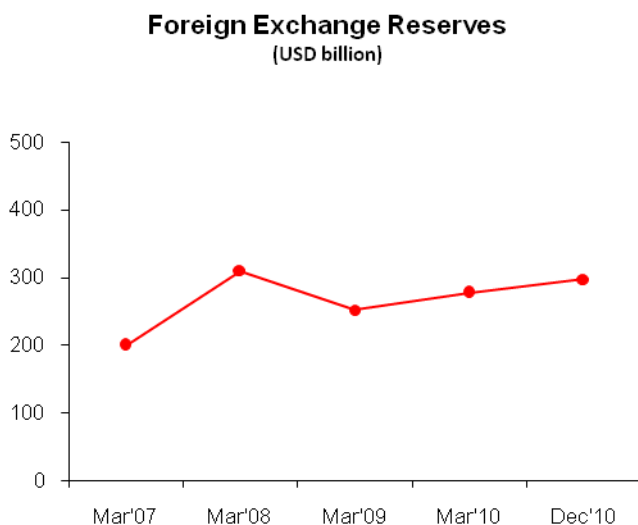
2010年4月-10月の輸出伸び率は29.5%、2009年同期間は18.2%。
輸出額は2010年同期間においてUSD 1647億に対し、
輸入額はUSD 2467億となった。貿易赤字額が同期間内に
USD 800億からUSD 820億へ増加した。
(USD billion)

Exports and Imports
(USD billion)



外貨準備高

Foreign exchange reserves increased from USD 277 billion in end March 2010 to USD 297.3 billion in end December 2010.



インフラ

全体的な景気回復と供給難な状況が緩和され、インフラ分野は回復の兆しが見えている。主要分野である通信、民間航空は力強い成長を示している。

Growth % in Core Industries & Infrastructure Services

Item	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11 (Apr-Nov '10)
Power	6.3	2.5	6.8	4.6
Coal	6.0	8.2	8.0	0.6
Passengers handled at international terminals – Civil Aviation	11.9	3.8	5.7	12.7
Addition to switch capacity – Telecom	(25.4)	101	(3.6)	39.7
Cargo handled at Major ports	12	2.2	5.7	0.8

電力

2010年4月-10月の電力量は4.5%の成長だが、
 昨年と同期間の成長率は5.9%。

水力発電と原子力発電の伸び率は2010年同期間5.6%及び32.8%となり、
 昨年同期間の伸び率は▲7.5%及び18.6%であった。

Power Generation by Utilities (Billion KWh)

Item	2008-09	2009-10	April to December	
			2009-10	2010-11
- Hydroelectric	113.0	106.7	83.3	90.2
- Thermal	590.0	640.9	469.7	484.3
- Nuclear	14.9	18.7	13.4	17.8
- Bhutan Import	5.9	5.4	5.1	5.4
Total Power Generation	723.8	771.7	571.5	597.7

通信

2010-2011年のインドの移動通信は大きな成長を示しており、
 同期間の申込者数は5.25億から752.2億へと伸びている。

電話申込者数も2010年12月時点で7.87億人となる。

通信量全体としても2009年の47.9%から2010年同月には66.2%へと増加している。

鉄道

インドの鉄道事業より2010年4月-10月で ₹ 3945億を
 貨物による収益として計上した。

昨年同期は ₹ 3703億で6.5%の伸び率を示している。

2010年11月の貨物収益 ₹ 512億のうち、

石炭輸送が ₹ 201億、鉄鋼輸出及び鉄製造、

国内使用向けが ₹ 69億、セメントが ₹ 46億、

穀物が ₹ 37億と続く。

民間航空

国内旅客輸送が2009年12月の43百万に対し、
 2010年12月には52百万に達し、18.7%の伸び率を示す。

道路

インド国家高速道路局では2010-2011年の目標であった7000 km
 の達成を目指し、4600kmのプロジェクトが与えられ、
 残しの2400kmも3月末までに決まる見通し。

National Highway Development Projects (Till December 2010)

Length in KM

NHDP Component	Total length	Completed 4 lane	Under implementation	Balance for award of civil works
GQ	5,846	5,811	35	-
NS-EW	7,300	5,447	1,271	424
Port connectivity	380	292	88	0
Other NHs	1,383	928	435	20
NHDP Phase – III	12,109	1,968	5,374	4,767
NHDP Phase – V	6,500	443	1,857	4,200
NHDP Phase - VII	700	-	41	659
Total	34,218	14,889	9,101	10,070

GQ : Golden Quadrilateral

NS-EW : North-South & East-West

ASA & Associates

chartered accountants *(Murali Associates merged with ASA)*

A member firm of NIS Global

www.asa.in



ASA & Associates, chartered accountants, is a multi-disciplinary accounting and advisory firm, with a pan-India presence and a service team of over 250 committed and engaged in-house professionals.

- Audits
- Tax Advisory & Representation
- Regulatory Compliances
- Market Research
- Mergers & Acquisitions
- India Entry Strategy
- IFRS, SOX

Offices: New Delhi, Bengaluru, Chennai, Gurgaon, Hyderabad, Kochi, Mumbai